

マイホームをお考えの方へ…工事監理をご存じですか？

～安全で安心できる住宅を建てるために～

人生のなかでも大きな買い物であるマイホームの工事全体について、建築士の資格を持った専門家がきちんとチェックすること、すなわち『工事監理』が重要です。

工事監理のポイント例（在来工法の木造戸建て住宅の場合）

- 着工時…敷地の境界・形状や建物の位置確認など。
- 基礎工事…基礎の形状、寸法、配置、配筋の確認など。
- 棟上げ時…土台・柱などの形状・寸法等の確認など。
- 仕上げ前…軒裏・外壁の防火措置や屋根下地材料等の確認など。
- 完成前…排水管の排水状況など設備類の確認、設計図書との最終確認、不具合工事の有無の確認など。

『工事監理』とは

その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいいます。（建築士法第2条第6項から）

上記以外の重要な工事監理のポイントについては、国土交通省のホームページをご参照ください。

また、建物を建てる際には、建築基準法に基づき、工事着手前の『建築確認』の申請や工事完了後の『完了検査』の申請が必要です。

※建物を建てる場所や建物の用途・規模・構造等により、これらの手続きが不要な場合があります。

建物を安全に建てるためのチェックリスト

建築基準法や建築士法に基づく手続き等について、このチェックリストを活用してください。また、建築基準法に基づき、交付される『確認済証』や『検査済証』は、将来の増改築や金融機関からの融資等に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

建築計画の作成

- 建物の用途・規模等に応じた資格を持つ『建築士』に依頼しましたか？
- 設計の委託を受けた旨の書面を建築士事務所から受け取りましたか？
- 設計図書の内容の説明はありましたか？

建築確認

- 建築確認の申請は行いましたか？
- 確認済証の交付を受けましたか？

建築工事（工事監理）

- 建物の用途・規模等に応じた資格を持つ『建築士』に依頼しましたか？
- 工事監理の委託を受けた旨の書面を建築士事務所から受け取りましたか？

完了検査

- 完了検査の申請は行いましたか？
- 検査済証の交付を受けましたか？

『建築確認』および『完了検査』に関する問い合わせ先

鹿児島県大隅土木事務所 建築課 TEL099-482-1111(内線319)

※『建築基準法』以外にも、工事に着手する前に、法律等に基づく各種手続きが必要な場合がありますので、詳しくは各市町役場等へお問い合わせください。

(例) 農地法に基づく農地転用許可申請 など